

ヤスクニ・レポ 212

日本国憲法に習熟しよう一憲法施行70年にあって

代表 西川重則

1

戦後72年の2017年の今年、私にとって特別な意味を痛感させられる年である。特別な意味と言えば通常は有意義な意味と思われるが、2017年の今年は私にとってそのような意味ではなく、重大な年を意味しており、そのような年であってはならないことを心から願っている私である。

安倍首相の動向について関心のある人々には周知のことであるが、安倍首相が今年の5月5日以降、日本国憲法の改正(改悪)をめざす発言をくり返しており、マスコミにも大きく報告されているが、2020年の日本におけるオリンピックの開催に併せて、憲法改正(改悪)を考えているということである。安倍首相は同時に自民党の総裁であり、自民党の立場で、首相の発言、動向に注目していることは言うまでもないが、野党にとっても事柄の重大さを無視できず、国会の本会議や委員会でも繰り返し憲法をめぐる質問をしていることはよく知られている。

私自身国会傍聴をずっと続けており、今年で18年になるが、「朝日新聞」や「東京新聞」その他に私の発言、批判がなされていることが知られている。とくに最近は毎月のように講演が依頼され、その機会に、日本国憲法に習熟するよう、強く求め、訴えていることは自明のことである。

今年の5月13日(土)の駒込での私の講演のテーマは文字通り、日本国憲法に習熟しようということ強く願ったことであり、講演の後での質問も予想以上に参加者のひとりびとりが残らずと言ってよい熱心な態度で日本国憲法に習熟するためにどうあるべきかについて参加者の方々が次々に質の高い質問をされ、講師の私自身、改めて事柄の重要性を訴える機会を与えられたことを心から感謝したものである。

とくに、集会の責任者の方々が、まとめて、基本的な質問を分かり易くされてことに講師の私自身心

から感動したことを強調しておきたい。

私の講演の内容を前提に、たとえば、次のような論理と運動にかかわる基本的な、重要な質問をされたことを、私自身深く感謝し、質問者だけでなくどの方にとっても重要な意味ある質問であったことを心に刻み、質問された5項目について報告しておきたい。

- 1 国会の傍聴の仕方について
- 2 右翼との対峙について
- 3 佐藤 功先生について
- 4 憲法の押しつけ論について
- 5 選挙権について

1は私が18年間も傍聴を続けていることから、傍聴の仕方について経験のない参加者のために聞かれたと思っているが、基本的な大切な質問であったことは言うまでもないことであった。

右翼については、私自身電話で直接何度も聞かれたことがあり、その都度、右翼の立場をよく考え、ていねいに日本人として責任ある国会傍聴の意味、その他について具体的に報告し理解していただく発言をしたこと、とくに昼間のことであり、亡くなった妻が私のことについてていねいに代弁して応答し、右翼の立場の人もていねいに発言を終るよう努力した妻であったことを今も感謝していることも報告させていただきたい。

2

佐藤 功先生については、講演で私が最も尊敬している生前の佐藤 功先生のすばらしい憲法の書物について具体的に報告し、私が一度講演を依頼し、すばらしい講演だったこと、その前提として佐藤 功先生の『憲法』(1955年発行)の内容を今もなお最も高く評価していること、とくに天皇制の批判を含んで、民主主義の本質を見事に書かれている『憲法』の本であることを紹介し、訴えたこと、5月13日の集会に一番会いたかった佐藤 功先生のお嬢

さんが最近よく売れている佐藤 功先生の少年少女のための著書『憲法と君たち』(同じ1955年の著書。復刻新装版、2016年10月20日初版発行)についてお嬢さん(現在児童文学作家であり、その本の最初に、「『憲法と君たち』復刻によせて」の一文を書かれている。集会の時に、私の講演に参加された意味と佐藤 功先生のすばらしさを参加者に報告され、私も彼女と今後交わることができるうれしさを覚え感謝していることは言うまでもない。

憲法の押しつけ論については誤解され易いが、日本国憲法の内容からも分かるように、大日本帝国憲法と比較・検証すれば自明のことだが、実質的には押しつけられた日本国憲法ではなく、むしろ当時の占領されていた日本の状況にあつて、敗戦後の日本人の生きざまにふさわしい普遍的な内容・価値を持っている国民主権・平和主義・国際貢献(前文参照)に値する日本国憲法であることを認めて、日本国憲法に習熟する努力が必要であり、憲法改正(改悪)を許さない主権者・有権者であつて欲しいと強く望んでいる私である。

同時に、5月13日の集会に、18歳で選挙権を持つ高校生(女学生)が積極的に参加され、私の講演に耳を傾けてよく聞き、学んでおられたことを報告しておきたい。言うまでもなく、私たち世代の強い要望である若い世代の方々が日本国憲法に関心を持

ち、大人と一緒に日本国憲法に習熟することがどんなに重要なことかを改めてここに強調しておきたい。憲法の「前文」を含む憲法の本文について、条文をよく読み、その意味をよく考え、学びを深め、18歳に選挙権を持つ意味を自己吟味して欲しいと心から願っている私の思いをよく理解して欲しいと心から願っている。

先程の講演の時にも質問に答えたが、たとえば日本国憲法第13条に明記されている「すべて国民は、個人として尊重される」という歴史的・今日的意味を真剣に考え・学び・心に刻んで欲しいものである。個の尊厳を強調する日本国憲法は大日本帝国憲法はもちろんのこと、最悪の厳しい今日の状況にあつて、もしも自民党の「憲法改正本部」、正式には日本国憲法改正推進本部」の自民党の要人が強く望んでいる天皇制・国家神道体制下の日本回帰を表明する憲法改正(改悪)を阻止するために、最も私たちが心すべき「個人として尊重される」憲法、その個人の翻訳として、individual(個人が強調されている英語)が選ばれていることに注意して欲しい。個人の尊厳に基づく憲法政治(第99条、参照)をすべての公務員が行う義務があること、その憲法に習熟することを、憲法施行70年の今、最後に強調して終わりたい(2017・5・15)。

2017年4月21日例会奨励「平和の計画こそ福音の神髄」 エレミヤ書29：11、ローマ書5：1 村瀬俊夫牧師 (日本長老教会武蔵中会教師)

戦争の記事ばかり目立つ旧約聖書で、平和のことが主概念として表面化するのにはバビロン捕囚を経たことである。画期的なのはエレミヤの預言である。エレミヤはユダ王国(ダビデ王朝)滅亡の渦中に身を置き、その運命を甘受した。バビロンに捕囚された人々に手紙を送り、無用な抵抗を慎み、その地の繁栄を祈り、その地に生活の基盤を築くように勧めた(29:4-7)。そして「主の御告げ」として、捕囚民に将来と希望を与える平和の計画を告げた(29:11)。戦争を習いとする主権国家の再建など夢みず、むしろディアスポラの民としての繁栄を求めよ、という示唆である。それは、捕囚からの解放後に祖国に誕生したユダヤ教団に脈々と受け継がれた。

ただ、それに逆らう分子が現れ、ダビデ王朝の再来を求める運動が生じた。前2世紀のマカバイ戦争や紀元70年の再度にエルサレム神殿の滅亡を招いたユダヤ戦争が、その最たる例である。でも、パリサ

イ派中心のユダヤ教は、その外にあつて今日まで平和路線を貫いてきている。イエスの運動もユダヤ教の平和路線の系譜に属する。イエスのパリサイ派との違いは、律法を守れない地の民としてパリサイ派から切り捨てられていた人々への深い思いやりである。

キリストの福音の真髄は、ローマ5:1に表明されているように、私たち[万人]の主イエス・キリストによって、私たちが「神との平和」を与えられることにある。信仰義認はそのための手段にすぎない。大目標は神との平和、ひいては私たち相互の平和、世界の平和である。この平和は和解と言ってもよい。この平和・和解を実現するのに役立つ信仰義認とはいかなるものか。宗教改革500周年に当たり、その吟味を迫られているように思う。